

独立行政法人経済産業研究所 中期目標（第3期）

＜前文＞

我が国の経済社会情勢は、これまでに経験したことのない複雑な課題に直面している。低迷する経済、悪化する財政、急速に進展する少子高齢化と人口減少、国際的な競争と協調、そして信頼感が低下した社会保障等である。このような課題に晒されながらも、活力ある経済社会の構築を実現していくために、経済産業省が果たすべき役割は極めて重要である。従来の政策の枠組みにとらわれず、広範かつ多様な価値観と知識を国内外から取り込むことで、理論的フレームワークに裏打ちされた斬新な発想に基づく政策展開を実現していくことが求められる。

これまで、経済産業研究所（以下、「研究所」）は、経済産業省の政策研究機関として、独立行政法人のメリットを活かし、開かれた知のプラットフォームとして国内外の大学、関係行政機関、産業界やNPO等から多様な研究者等を確保し、経済産業省に対し中立的・客観的な研究成果を提供することにより、経済産業政策を理論的に支えてきた。特に、第2期中期目標期間中は、限られた予算の中で、ディスカッションペーパーの発表数が飛躍的に増加するとともに、それらの学術的水準についても高い評価を受けるなど、量・質とともに大きく改善し、効率的にかつ効果的な成果を挙げてきた。

第3期中期目標期間中も、第2期の成果に立脚し、引き続き知のプラットフォームとしての機能を高め、学術的水準についても、これまでと同様に高い水準を維持することが必要である。経済産業政策の立案や経済・産業に対する理解増進に貢献するため、後述する経済産業政策の重点的視点に沿った調査・研究を行い、その成果の普及及び政策の提言を行うことを主たるミッションとし、これまで以上に経済産業政策に資する研究、政策提言が行われることが求められる。その際、常に高い水準での研究体制を維持するための取組、国内外の研究機関等との更なる連携、産業界等への戦略的な情報発信機能の強化等により、国際的にも高く評価される政策シンクタンクとなることを目指すものとする。

1. 中期目標の期間

中期目標期間は、5年とする。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 業務内容

研究所は、経済産業大臣を主務大臣とする政策研究機関として、経済産業省のニーズを踏まえた研究を行うとともに中長期的な視点や経済産業省の知見を超えた発想を持って研究に取り組み、我が国の経済産業政策の立案に貢献する研究成果を生み出さなければならない。

そのため、経済産業省との連携をより一層強化し、ニーズを十分に把握するとともに、海外も含めた他の研究機関との共同研究等の連携の強化により研究内容を深化させ、

研究成果の質の向上に絶えず努めなければならない。

また、研究成果の発信についても、産業界や幅広い政策関係者、マスメディア等に対して戦略的な広報及び政策提言を実施することで、政策シンクタンクとしての機能を強化していくことが求められる。

これらの点を考慮しつつ、以下の業務を行い、経済産業政策に資する政策研究・政策提言を効果的かつ効率的に遂行することとする。

①調査及び研究業務

内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究を行う。

研究所は、日本経済を成長軌道に乗せ、その成長を確固たるものにしていくためのグランドデザインを理論面から支えていくため、今後5年程度を見越した経済産業政策の重点的な視点に沿って研究を推進する。経済産業政策の重点的な視点とは、具体的には以下に掲げる3つとする。研究所は、研究プロジェクトの立ち上げの際には、これらの重点的な視点に沿った研究であること又は当該研究を中期的に支える基礎的な調査・研究であることを確認することとする。

研究の重点化を図る観点から、この重点的な視点に沿った研究及び当該研究を中期的に支える基礎的な調査・研究に研究所のリソースの大部分を充てることとする。

<重点的な視点>

- ①世界の成長を取り込む視点
- ②新たな成長分野を切り拓く視点
- ③社会の変化に対応し、持続的成長を支える経済社会制度を創る視点

「世界の成長を取り込む視点」については、近年、急速な成長を遂げてきたアジア諸国を中心とする世界の成長を日本の成長に取り込み、日本の技術力等を活かした戦略的なビジネス展開を促進する政策の重要性が高まっており、それを支える理論的、実証的な研究が求められるためである。

「新たな成長分野を切り拓く視点」については、我が国の強みを活かしたグリーン・イノベーションやライフ・イノベーションに代表されるような新たな成長産業を生み出すため、研究開発に係る政策の在り方や生産性の向上等の理論的、実証的分析を行うことが求められるためである。

「社会の変化に対応し、持続的成長を支える経済社会制度を創る視点」については、上記の2つの成長を支えるため、経済的・社会的インフラについて、高齢化、環境、財政などの制約を乗り越え、社会の変化に対応した安定的な制度を構築する必要があり、それを理論面から支えることが求められるためである。

一方、今後5年の間には、現時点では見通せない経済環境の変化等も想定されるため、経済産業政策への貢献を十分に念頭に置くことを前提として、その時々の課題に適時適切に対応するための研究も行うこととする。

なお、調査及び研究業務を行うに当たっては、政策貢献をより確固たるものとするため、ブレインストーミングワークショップ以前のテーマ検討段階から経済産業省と

の意識のすり合わせを緊密に行い、ブレインストーミングワークショップ、中間報告会、D P検討会等の研究の各段階においても、これまで以上に経済産業省との連携を強化する。具体的には、プロジェクト立ち上げの際に、経済産業省関係課室のコメントを聴取したり、進行中のプロジェクトに係る情報提供を定期的に行うなど、経済産業省の関係課室との恒常的な対話が行われるような仕組みを構築することとする。

調査・研究の水準については、国際的にも高く評価される水準で行う。そのため、若手研究者等の積極的登用等研究体制の新陳代謝を進めながら、他の研究機関や経済界等の連携を拡大・強化させることとする。また、研究成果の質を担保するため、外部専門家からなる委員会を設置することにより、研究の中間段階においても、進捗状況、効率性、政策に対する貢献度等を検証し、必要に応じ、改廃を含めた研究プロジェクトの刷新を行うこととする。

また、海外の研究機関等との連携をこれまで以上に強化し、共同研究や人的交流等を一層進めることにより、研究の質が国際的にも評価されるものとなるようとする。

さらに、産業界との連携を拡大することにより、企業経営等に関する研究についても、上記の3つの視点に沿った上で、積極的に取り組むこととする。

なお、研究プロジェクトの管理については、進行管理を徹底し、正当な理由なく大きな遅れが生じた場合には、プロジェクトの改廃を求めることがあることをルール化する等、スケジュールを意識した業務運営によりプロジェクトの大幅な遅れを未然に防止する。

②政策提言・普及業務

研究の各段階において関係者と交流し、研究ニーズや研究手法等について意見を聴取し、また、研究成果に基づく提言を行う。

研究成果を政策立案に結びつけていくため、ノンテクニカルサマリー（研究の分析結果を踏まえつつ、政策的含意を中心に大胆に記述したもの）を更に充実させる。また、経済産業省との間で研究の企画段階から成果の評価までを共有する取組をより一層強化すること等により政策提言機能の強化を図る。研究成果については、関係部局に対して成果報告会を行うなどの取組を行うことにより、経済産業省に対するインプットを効果的に行う。

さらに、経済産業省や研究者のみならず、広く一般にも研究成果を認知されるようになるため、戦略的な広報業務を実施する。そのため、これまでの取組に加え、国際的な発信の強化、産業界や海外を含めたマスメディア等に対するPR等を積極的に行うこととする。

シンポジウム、セミナー等については、国内外の機関と連携を進め、共同開催等を行ってことで、効率化を図りつつ、より多くの情報発信を行うことに努める。

なお、研究成果がどのように活用されているかを追跡し、それにより明らかになつた評価やニーズについて検証を行い、研究の運営、広報活動等に活かしていくこととする。

③資料収集管理、統計加工及び統計管理業務

政策分析用の資料や統計データを整備、管理、活用する。

情報システムを活用した知識管理手法によって、政策立案に有用な情報をデータベース化することで、政策研究・政策提言に必要な情報収集・閲覧が簡便かつ確実に行えるようにする。その際、収集するデータについては、欧米データとの連結を意識することとする。

(2) 評価方法

各業務の質を向上させていくためには、各業務の目的に応じた指標を設定し、毎年度一定の水準以上の質を維持・向上していくことが適当である。

研究所が行う業務については、これまでも様々な視点で定性的・定量的な評価を実施してきた。これら評価は中長期的なトレンドを追跡することにも意味があるため、これまでの評価指標は原則として継続するものとする。その際、第2期においては、多くの評価指標において、達成すべき水準を大幅に越えた実績を上げたことを踏まえ、達成すべき水準について見直しを行うものとする。

上記①の調査研究業務及び②政策提言・普及業務を評価する際には、以下の評価指標を用いて評価を行うものとする。

<定量的評価>

- 研究テーマの設定及び研究成果を経済産業政策立案プロセスへの貢献の観点から評価するための経済産業省へのアンケート調査等を通じたユーザーの事後評価
- 開催したシンポジウム、BBLセミナー等の内容の充実度（参加者に対するアンケート評価等）
- 成果のとりまとめとしての出版物の数
- 成果の提言の場としての開催したシンポジウム、BBLセミナー等の件数
- ホームページからダウンロードされた論文の件数
- 外部レビューアーによる論文の学術的水準の評価
- 広報物等の発行回数とそれに対するユーザー評価
- 外国語による論文数及び内容に対する評価、シンポジウム等に参加する外国人識者の人数
- マスメディアを通じた情報発信

<定性的評価>

- 中長期的な経済産業政策課題の解決のため、理論的・分析的な裏付けのある斬新な政策提言ができたか。
- 政府の意思決定・政策立案に影響力のある文書や有識者間での政策論争に研究所の研究成果・提言内容が用いられたか。また、今後用いられる可能性があるか。
- 中長期的な経済産業政策課題の解決に資する政策研究・政策提言を行うというミッションを逸脱し、研究自体が自己目的化していないか。
- 経済産業政策立案プロセスに寄与する質の高い研究成果をあげるため、研究所内

での研究マネージメントをどのように見直したか。

上記③資料収集、統計加工及び統計管理業務の実施を評価する際には、以下の観点から評価を行うものとする。

- ・各データベースの利用状況

最後に、①から③の各業務に横断的な評価指標となり得るものとして、以下のような観点から評価を行うものとする。

- ・ニュースレターの発行回数
- ・ホームページのヒット数

3. 業務運営の効率化に関する事項

研究所は、その業務運営プロセスにおいてポテンシャルを最大限發揮できるような方向での効率化に努める。

第2期に引き続き、第3期中期目標の期間中、一般管理費については、運営費交付金によって行う事業について、毎年度平均で、前年度比3%以上の効率化を図り、業務費については、新規追加・拡充部分を除き、毎年度平均で、前年度比1%以上の効率化を図る。

人件費についても、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、必要に応じて目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく取組を、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）を踏まえ、平成23年度まで継続する。なお、第3期中期目標期間においては、効率化のための不断の努力を行いつつ、国内外の研究機関等との連携強化等を進めて国際的にも評価の高い政策シンクタンクを目指す必要があることも踏まえて、研究体制の充実に努める。

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施し、透明性を確保するとともに、随意契約については真に合理的な理由があるものに限定し、競争入札についても実質的な競争が確保されるよう努める。

分室については、必要面積の抜本的見直しを行い、適正な規模に縮減を図るものとする。

以上を踏まえ、第3期中期目標期間の開始に当たっては、事務・事業の規模について抜本的見直しを行い、必要に応じて適切な予算規模に縮小を図る。

4. 財務内容の改善に関する事項

研究所は、経済産業政策に貢献する研究・政策提言を行う研究機関であることから、財政基盤を公的資金による運営費交付金に依拠することを基本とする。ただし、本来得

られる収入機会を逃していないか、不必要的固定経費が発生する等硬直的な組織運営となっていないか、使途の透明性が確保されているか、資金使途は有効かといった視点から交付金の効率的な使い方に努めることとする。

競争的資金の獲得については、国以外の財源の確保及び拡充を図るため、一層の努力をする必要があるが、これを追求するあまり、研究所のミッションから外れた研究を行うようなことがあってはならない。従って、各研究員が競争的資金の獲得を目指す場合には、各研究員が当該業務にどの程度重点を置くかを確認するとともに、研究所本来の目的に適合する内容であることを審査するものとする。

出版物にかかる監修料収入の見直しや出版物の拡大等により、自己収入の確保に努める。

収入機会を評価する指標については、以下のものを採用することとする。

- ・出版や外部研究費等による諸収入

5. その他業務運営に関する重要事項

研究所は、経済産業省を始めとする関係者からの評価に基づき、プロジェクトの改廃等の必要な改善を行っていくことにより、研究所で実施される調査・研究が経済産業政策に貢献するよう努力し続けることとする。

また、研究所の持つ研究者ネットワークをこれまで以上に強化していくための取組を行うこととする。

さらに、内部統制については、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの評価等を踏まえ、更に充実・強化を図るものとする。